

## 第三者評価結果（母子生活支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象 I 支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-1 (1) —① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;ホームページやパンフレットで理念や基本方針を公表している。利用者や来訪者向けに玄関に掲示すると共に、利用者には施設入所時に説明している。また、毎年事業計画の冒頭に明示し、職員会議で確認するなど、理念、基本方針が明文化され周知が図られている。</p>		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-1 (1) —① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;全国、中部圏ブロック、県内関係施設会議や研修会、行政等（県・市）主催会議での情報や法人本部が主催する「経営企画会議」（法人役員・幹部級職員で構成）での各種情報に基づく協議のほか、会計（財務）管理等についても定期的に会計事務所の助言を得るなど、常に施設経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握・分析している。</p>		
③	I-2-1 (1) —② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;施設の移転により本年4月から現在地で事業を開始したことで「新しい環境で施設運営を軌道に乗せる」を最大の経営課題とし、事業計画に掲げて具体的な取り組みを進めている。</p>		

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		

④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;法人全体の第六期経営計画（期間；2021～2025年）で①施設の建て替えのほか、②児童一人ひとりの最善の利益につながる社会的養育の充実、③福祉人材の確保・育成・定着と働きがいのある職場づくり、④業務用ソフトや事務機器の導入を継続し、間接処遇業務の効率化、⑤情報公開と透明性（見せる化）を持った運営、⑥健全な財務体質の確立、⑦災害や感染症対応を強化し安心、安全の確保等10項目にわたる計画が策定されている。</p>		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;①施設経営を軌道に乗せる、②インケアの充実（心理担当職、自立支援担当職等による子どもの発達、母親の精神的課題対応強化等）、③入所定員回復等を挙げると共に、社会的養育の推進と女性（母子）支援の充実を図るため、隣接する児童養護・障がい児・母子生活支援の3施設がそれぞれの機能を有効に活用し、児童・母子に係る総合的な支援技術の開発に着手することとしている。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;年度末に事業報告書で総括すると共に、事業計画は職員が所掌事務ごとに分担して作成し、役員会の承認を経て職員会議で説明するなど、事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>		
⑦	I—3—(2)—② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;「生活のしおり」で新しい施設での生活の方法や、行事、支援の内容等を分かりやすく説明して周知を図っている。また、行事計画（四季の行事、誕生会、自治会活動、避難訓練等）や年間を通して行う支援活動（心理相談、保育園等の送迎、学習指導、料理教室等）などについて掲示や母親運営会（年3回）の開催時等に説明して理解を促している。</p>		

#### I—4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
⑧	I—4—(1)—① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;法人の権利擁護・虐待防止啓発委員会が作成するセルフチェックリスト（個人用・施設用）で毎月チェックを行うほか、計画通りに行事等が実施されているかを運営委員会や職員会議、支援検討会等で協議、確認するなど支援の質の向上に向けた取り組みが組織的に行われ、機能している。</p>		
⑨	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㊟・b・c

＜コメント＞新たな設備（学習室、食堂・談話室、心理療法室・面談室、プレールーム、園庭等）を積極的に活用し、専門職（心理、自立支援、学習指導等）と母子支援員・少年指導員のチームワークによる子どもの発達や母親の精神的課題等への個別支援の強化などインケアの充実に取り組んでいる。その他入所定員回復（利用世帯増）のため、関係機関に対して情報発信を含め連携の確保に努めている。

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ－１ 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ－１－（１）施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ－１－（１）－① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	◎・b・c
＜コメント＞職務分掌で運営管理責任者として運営管理全般に責任を負うことを明示し、職員会議で周知するなど、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。		
11	Ⅱ－１－（１）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	◎・b・c
＜コメント＞行政等が行う会議や加盟する団体「母子生活支援施設協議会、児童福祉（養護施設）協議会」等が主催する会議・研修会等のほか、法人事務局主催の会議などを通じて遵守すべき法令等を正しく理解する取組を行っている。また、法令等は職員会議等で職員に伝達するなど、職場内での共通理解に努めている。		
Ⅱ－１－（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ－１－（２）－① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	◎・b・c
＜コメント＞施設長は長年にわたって培った児童福祉業務の知識と経験に基づく支援スキル等を豊富に有し、関係機関との連携確保や個別支援等について職員にタイムリーなアドバイスをしている。各種会議の中で職員が判断に迷っているような場合でも、根拠を示して方向性を示唆するなど、職員の意欲と情報の共有を基盤としたチームワークによる支援の確立に副施設長、園長補佐等幹部職員と共に取り組んでいる。		
13	Ⅱ－１－（２）－② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	◎・b・c
＜コメント＞移転新築（転居）による利用者の生活全般に係る適応支援に積極的に取り組むと共に、利用者のさらなる受け入れについて関係機関との連携に努めている。人事、労務、財務等については法人が主催する経営企画会議の構成員として関与し、必要に応じて対策を講じるなど、業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。		

### Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ－２－（１）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		

14	Ⅱ—2—(1)—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;定員20世帯に対応する職員を確保し業務にあたっている。「人材」と位置づけ、法人全体で確保や育成に取り組んでいる。人材の確保（採用）は就業規則等に基づきインターネットや県内外の大学、ハローワーク、就職説明会等のほか、実習生への声掛けなども行っている。法人では「研修課」を設けて新人研修や人事考課者研修のほか外部研修にも積極的に派遣するなど、年間計画に基づき取り組んでいる。</p>		
15	Ⅱ—2—(1)—② 総合的な人事管理が行われている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;期待する職員像（求められる職員像）は、①基本理念の尊重、②利用者の尊重、③援助の姿勢、④チームワーク・リーダーシップ、⑤社会人としての基本の5分野41項目にまとめ全職員に周知されている。人事考課規程を設け人事考課シートに基づき上司（施設長等）が個別面接（年2回）を行い、考課結果は給与、昇格、役職任用、異動、配置等に活用することを明示し、職員も理解している。パート職員についても要綱により運用するなど、法人全体で総合的な人事管理が行われている。</p>		
Ⅱ—2—(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—(2)—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;年2回の人事面談で個人の意向や就労上の希望等を把握している。私用や体調不良等の場合は休暇のほか勤務の変更など柔軟に対応している。また、事前に家族や本人の都合で休暇等の申し出があれば勤務表の作成に反映させている。その他、各種資格取得のためのスクリーニング等出席への便宜供与のほか、資格取得者や永年勤続者に対する表彰、社会福祉法人福利厚生センター並びに県民間社会福祉事業従事者共済会の福利厚生事業の利活用を奨励するなど働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>		
Ⅱ—2—(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—(3)—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;人事考課制度により、職員は年度当初に職務の目標を設定（人事考課シート）して年度の中間と年度末の2回上司面談を通じて目標の達成等について確認し、次の年度に反映（昇給・昇格、研修等）させるなど、職員一人ひとりの育成に向けた取り組みを行っている。</p>		
18	Ⅱ—2—(3)—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;法人に研修課を設けて職種やテーマ、職階に応じて年間の研修計画（予算措置を含む。）に基づき、施設内外の研修に正規職員、パート職員に関係なく参加する機会が確保されている。その他、民間の人材開発研究所と業務委託契約のもと、独自に階層別（中堅・指導職・管理職等）研修に取り組むなど多様な教育・研修が実施されている。</p>		
19	Ⅱ—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;施設内外の多様な研修に正規職員、パート職員に関係なく参加する機会が確保さ</p>		

<p>れている。なお、常勤の心理療法担当職員の配置に伴い、利用者（母子）の心理面のアセスメントの充実を図るため、心理療法担当職員をアドバイザーに職場内での研修にも力を注いでいる。</p>		
<p>Ⅱ—2—（4）実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ—2—（4）—① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;実習マニュアルに基づき、実習担当者（実習指導者講習会受講済者）を指定して取り組んでいる。施設利用者の8割がDVを含む離婚を理由とする入所で占められており、利用者の安全確保のため秘匿性が優先する施設のため、受け入れに慎重であったが、昨年度1名、今年度2名と実習生の受け入れが行われようになった。引き続き大学等と緊密な連携による取り組みに期待が膨らむ。</p>		

### Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅱ—3—（1）運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	<p>Ⅱ—3—（1）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;ホームページで理念や基本方針のほか、事業報告・決算等の情報を掲載している。また、広報誌「ひだ慈光会」に事業・決算報告等のほか法人役員名簿、苦情解決取り組み結果等を掲載して飛騨地域を中心に約3万世帯に配布するなど、運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>		
22	<p>Ⅱ—3—（1）—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;会計事務所や社会保険労務士事務所と顧問契約を締結して財務、労務管理や就業等に関する助言のほか、顧問弁護士を委嘱し、人権や各種法令等に係る助言を得るなど、公正かつ透明性の高い経営・運営のための取り組みが行われている。なお、法人全体の事業規模の拡充が今後見込まれており、会計監査人の導入について検討する予定にしている。</p>		

### Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
<p>Ⅱ—4—（1）地域との関係が適切に確保されている。</p>		
23	<p>Ⅱ—4—（1）—① 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;当施設が現在地に移転し、まだ日も浅く、模索をしながら、地域との関わりのあるあり方を構築しようとしていることが理解される。またコロナ禍ということもあり、多くの交流活動は中止のやむなきに至っている。それでもフラワーアレンジメントを制作し、近隣の家に配るなど関係の確保に努めている。前地域での充実した関係呼び起こし、しかし利用者の固有の条件を鑑み、ゆっくり前に進めていっていただきたいと考える。</p>		
24	<p>Ⅱ—4—（1）—② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を</p>	◎・b・c

	明確にし体制を確立している。	
<p>&lt;コメント&gt;基本姿勢は前向きであるが、利用者の状況を考慮しながら、慎重に進められている。現在は、前所在地時代に引き続き、食育ボランティアや退職教員による学習ボランティアを受け入れている。今後とも、慎重に、利用者の利益に叶うよう勧めていただきたい。</p>		
<p>Ⅱ—4—（2）関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	Ⅱ—4—（2）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;当施設は飛騨地域に大きなネットワークを持ち、また多様な福祉サービスを提供する社会福祉法人の傘下であり、様々な関係機関との連携は良好に保たれていることが認められる。</p>		
<p>Ⅱ—4—（3）地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	Ⅱ—4—（3）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;地域の福祉ニーズの把握は、法人が総力を挙げて行う中で、固有のものを集積しているが、あくまで利用者の利益を損なわないよう最大の配慮が必要であり、徐々に進めていっていることが理解できる。</p>		
27	Ⅱ—4—（3）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;「ばあちゃんズ」と名付けられた宅配型の子ども食堂が地域で営まれているが、審査を経て、当施設利用者の利益にも叶うということで、調理場利用に供している。その他法人としては、市民講座を開くなど地域貢献に努めている。</p>		

## 評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

### Ⅲ—1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
<p>Ⅲ—1—（1）母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。</p>		
28	Ⅲ—1—（1）—① 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;全国母子生活支援施設協議会において立てられている7項目の倫理綱領を取り入れ、また法人の「理念・使命」に基づき、支援計画の内容を設定している。なお法人の理念において「母親」の表現はないが、心理療法担当職員等を交え勉強会を行い、複雑な心情を持つ母親の理解・アプローチに努めている。またとりわけ母子生活においては、食の問題が大切であると考え、重要な支援の柱としている。</p>		
29	Ⅲ—1—（1）—② 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a・㊸・c
<p>&lt;コメント&gt;プライバシー保護は最重要課題と考え、移転新築に係る計画段階から、慎重な検</p>		

<p>討が繰り返されてきた。その結果、そこここに建物上の工夫・配慮のあることが確かめられる。なお現在、プライバシー保護に関する規程マニュアルは未設定である。策定意図はあり、早急に取りまとめを期待したい。</p>		
<p>Ⅲ—１—（２）支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	Ⅲ—１—（２）—① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;施設生活の詳細を記したしおりやパンフレット等を提供、説明をし、適切なサービスに努めている。また条件・状況の途中変更のあった場合など、母親運営委員会で資料提供と説明を行い、あるいはまた文書の回覧を行い、情報の確実な浸透に心がけている。</p>		
31	Ⅲ—１—（２）—② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;必要書類は事前の訪問時に渡すが、入所時にも改めて説明を行う。その後、施設長を介して同意書および契約書の確定を行っている。また、意思決定の困難さを示す利用者に対しては、分かり易く説明するよう工夫を凝らしており、複雑な内容変更のある場合もある。子ども運営委員会や母親運営委員会を通し、丁寧な説明を心がけている。</p>		
32	Ⅲ—１—（２）—③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;利用者が自立し独立した生活を営めるようになることが大きな目標であり、最大限の支援を心がけている。退所後もアフターケア担当職員が中心となり、支援を行っている。とりわけ退所後の問題は書類作成に関するものが多く、電話がかかるとすぐさま駆け付け、相談、さらには読み取りや記入に関する協力に心がけている。時に食生活が心配な場合、“お米”を運ぶ場合もあるとのことである。</p>		
<p>Ⅲ—１—（３）母親と子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	Ⅲ—１—（３）—① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・㊟・c
<p>&lt;コメント&gt;ハード面において、とりわけ新しくなった居室については、利用者の満足以供しているが、商店街等から遠隔地となったことで一部不満がある様である。現在、送迎担当職員の募集を行ったり、電動自転車を3台購入し早急な解決を図っている。一方、今後ソフト面の充実、満足に関する調査、聞き取り等の取り組みを組織的に行い、利用者の心情に深く結びついた対応に取り組んでいただきたいと考える。</p>		
<p>Ⅲ—１—（４）母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	Ⅲ—１—（４）—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;体制は適切に整えられており、現在月に1件程度の申し込みがある。回答に至る過程は手順に従い実施しているが、何より申込者が特定されないよう配慮が行われている。回答については施設内の掲示板およびホームページ上で公開するが、本人からの了解を得られたもの限り実施している。</p>		
35	Ⅲ—１—（４）—② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	㊟・b・c

<p>&lt;コメント&gt;母親また子ども運営委員会は定期的に関われ、利用者の意見を述べやすい環境を整えようとする施設側の姿勢が評価される。また、十分な秘密保持が可能な相談室を持ち、ポスター等により利用の啓発を行っている。ただ複雑な心情を持つ利用者もあり、また強制もしないため、劇的な進展はないが、徐々に効果を上げていくものと期待する。</p>		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;出た意見に対して適切な対応に心掛ける基本姿勢を堅持している。とりわけ直接聞いた内容については、即対応するよう心掛けている。また、具体的な案件ならびに対応の経緯については、職員会を通し全職員の共有化がなされている。なお対応マニュアルはまだ整備がなされていないが、現在策定する方向で進められている。</p>		
<p>Ⅲ—1—(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;リスクマネジメントに関する事項については、法人と共に歩み、万全を期す体制構築が図られている。法人の安全課からはリスクマネジメントニュースが、定期的にさらには特別な案件のある場合には追加で送られてきており、施設内で回覧される。また施設でも2カ月に1回研修を行い、安全・防災係を中心に概要把握、ヒヤリハット等における事例の検討が行われている。</p>		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;各家庭でも調理が行われるため、細心の注意を呼び掛けている。とりわけ現在注意を促しているのは、プラスチック手袋の使用である。各利用者のそれまでの生活体験と異なるため、繰り返しの丁寧な説得が必要な場合も多いが、根気よく続けている。なお、2カ月に1回、法人全体で感染症に関する会議が開かれ、医療係が参加をし、状況を確認している。</p>		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;BCPも策定されており、消防計画、備蓄リスト等、必要な体制は整えられている。とりわけ注意をしているのは雪に対する対策で、十分な備えに対する努力が認められる。</p>		

### Ⅲ—2 支援の質の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅲ—2—(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。</p>		
40	Ⅲ—2—(1)—① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	◎・b・c
<p>&lt;コメント&gt;事業計画ならびに支援計画書の中で、やや散乱的ではあるが、標準的な支援について書き表わされていることが認められる。今後整理をされ、統一的で分かりやすい文書に仕上げられることを期待する。</p>		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組み	◎・b・c



	みが確立している。	
<p>&lt;コメント&gt;様々な意見や提案を受け支援会議等において見直しは行われており、よりよい支援の在り方が常に検証されている。</p>		
<p>Ⅲ—2—（2）適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。</p>		
42	Ⅲ—2—（2）—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・㊸・c
<p>&lt;コメント&gt;様々な記録また利用者との面談による資料をアセスメント材料とし、自立支援計画書を作成している。責任者も必ず目を通し確認をしているが、慣例的であり、作成手順は定められていない。現在、確立をしていこうと表明がなされており、今後に期待をしたい。</p>		
43	Ⅲ—2—（2）—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;半期ごとに見直し、総括的な取りまとめを支援検討会議で行っている。ただその前に必ず、母子支援会議や少年指導会議を経ており、丁寧な取り組みの行われていることが確認できる。</p>		
<p>Ⅲ—2—（3） 支援の実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	Ⅲ—2—（3）—① 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;記録の適切化と共有化については研究チームを作り、向上を目指した取り組みが行われている。とりわけ現在は、記録方法の統一化を第一の課題とし、記録用紙の改定に取り組んでいる。また記録はパソコン内に収められているが、安全には十分配慮をし、共有化を図っている。</p>		
45	Ⅲ—2—（3）—② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;法人で作成された個人情報保護規程に基づき記録の管理を行っている。ただ施設利用者の固有性があり、運用面において細心の注意が払われている。現在特別な問題はないが、規程では処理しきれないあるいは迷いを生じさせる場合もあると思われる。今後とも検証を重ねて行っていただきたい。</p>		

## 内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

### A—1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
<p>A—1—（1）母親と子どもの権利擁護</p>		
A①	A—1—（1）—① 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	㊸・b・c
<p>&lt;コメント&gt;法人内に権利擁護・虐待防止啓発委員会を設置し、計画的に研修会を実施するなど、権利擁護の取り組みを法人全体として取り組んでいる。また、施設及び職員は、それぞれが毎</p>		

月セルフチェックシートを活用し、支援の振り返りを行っている。さらに、その結果を年2回集計して、反省するなど、徹底した取り組みが行われている。		
A—1—(2) 権利侵害への対応		
A②	A—1—(2)—① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	㊸・b・c
〈コメント〉施設及び職員は、それぞれが毎月セルフチェックシートを活用し、支援の振り返りを行っている。さらに、その結果を年2回集計して、傾向を分析し、その後の支援に活かしている。		
A③	A—1—(2)—② いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	㊸・b・c
〈コメント〉子ども同士の喧嘩、母親の言動にも、子どもへの虐待に繋がらないよう、また子どもの訴えも見逃さないように留意している。こうしたケースでは、その都度状況を確認し、子どもへは注意し、しっかり向き合い支援するよう心掛けている。		
A④	A—1—(2)—③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	㊸・b・c
〈コメント〉パーソナルスペースやプライベートゾーン等で、子どもが自分で自分の体を守ることや、相手との距離感を大事にすることを学ぶ学習会を設けている。また、子どもの中で気になる行動をする子どもがいた場合は、個別に話をする時間を設けている。日常生活の中でも、親子の様子を見ては気軽に声を掛け、サインを見逃さないようにしている。		
A—1—(3) 母親と子どもの意向や主体性の配慮		
A⑤	A—1—(3)—① 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	㊸・b・c
〈コメント〉町内の子ども会活動や、施設での行事に自由に参加して、親子のエンパワーメントを強化し、自己肯定感を高める経験ができるよう支援を行っている。また、年度初めスリーハウスシートを活用し、職員と一緒に子どもがそれぞれの生活の目標を立てる活動を行っている。職員は、その目標が達成できるよう、それぞれの子どもの強みを生かしたり、課題にはフォローを入れたりして支援している。		
A—1—(4) 主体性を尊重した日常生活		
A⑥	A—1—(4)—① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	㊸・b・c
〈コメント〉心理療法担当職員を配置して、ストレングスのアプローチを取り入れている。職員は、時に心理療法担当職員の指導を仰ぎ、主体性を尊重した言葉がけを意識するようにしている。生活の主体は各家庭にあり、あくまでも自分からやる気が出るように支援している。ストレングスカードを使っの座談会では、母親自身のエンパワーメントを上げる効果が表れている。		
A⑦	A—1—(4)—② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	㊸・b・c

<p>&lt;コメント&gt;行事などのプログラムは、これまでの行事をもとに利用者のアンケートを取り、行事の企画に活かしている。母親には、季節に合わせた行事や、食に関わる行事が好評であり、学齢児で土曜日に参加できない子についても、別日を設けている。活動計画書はそれぞれ年齢別で内容、時間を分け、きめ細かく、そして職員の得意分野を活かした楽しい内容となっている。</p>		
<p>A—1—（5）支援の継続性とアフターケア</p>		
A⑧	<p>A—1—（5）—① 母親と子どもが安定した生活を送ることができ るよう、退所後の支援を行っている。</p>	<p>㉓・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;今年度から自立支援担当職員を配置し、これまで電話相談程度しか対応できなかったものが、現在は退所先を訪問したりと、退所後の生活に関わることが出来るようになり、改善が進められている。退所者が生活している地域の自治体とはネットワークが構築されており、直接の訪問が難しい場合でも、関係機関を通して、退所後の利用者の生活を把握できるようになっている。</p>		

## A—2 支援の質の確保

<p>A—2—（1）支援の基本</p>		
A⑨	<p>A—2—（1）—① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、 専門的支援を行っている。</p>	<p>㉓・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;ケース毎の個別性を尊重し、それぞれ個別の課題をリミエ内の少年指導会、母子支援会で話し合い支援を行っている。ケースによっては、心理療法担当職員の参加も求めている。各部会で出た意見は支援検討会で職員全体でさらに話し合い、どの職員も統一した対応ができるようにしている。</p>		
<p>A—2—（2）入所初期の支援</p>		
A⑩	<p>A—2—（2）—① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセス メントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に 向けた支援を行っている。</p>	<p>㉓・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;県外の利用者には施設から面談に出向き、安心して利用できるようしおりを用いて、丁寧に説明している。保育園・小学校・中学校それぞれの上席者と連絡を密にして、子どもたちが安心して登園・登校ができるよう環境を整えている。施設は移転新築により、プライバシーにも十分に配慮がなされ、安心して生活できる建物となっている。</p>		
<p>A—2—（3）母親への日常生活支援</p>		
A⑪	<p>A—2—（3）—① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な 支援を行っている。</p>	<p>㉓・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;母親と職員とで料理を作る時間を設けるなど、母親の生活能力が向上するような支援を行っている。母親によっては、部屋をきれいな状態で維持することが困難なケースもあり、その場合には、利用者のニーズに合わせ、職員と一緒に居室整備に取り組むといった支援も行っている。</p>		
A⑫	<p>A—2—（3）—② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子 どもとの適切なかわりができるよう支援している。</p>	<p>㉓・b・c</p>

<p>&lt;コメント&gt;母親から相談があれば、傾聴し支援する中で、関係機関とも連携し支援を行っている。母親の育児不安に寄り添い、保育園に入るまでの預かり保育や就労先探し、施設内での保育等も行っている。母親の状況に応じ、子どもの保育園・学校等への送迎の支援も行っている。虐待や不適切な関わりを発見した場合には、職員が介入し、必要に応じ専門機関との連携を図っている。</p>		
A⑬	A—2—(3)—③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt;職員からも利用者に声を掛けたり、相談に応じたりと、どの職員とも繋がりを大切にしている。母親同士でも集えるよう、自治会や勉強会も設けている。精神疾患を抱えた母親には、医療機関に繋ぐことや、必要に応じ心理療法も受けることのできる体制ができている。</p>		
A—2—(4) 子どもへの支援		
A⑭	A—2—(4)—① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt;1歳児から中学1年生まで、子どもの発達段階に応じた支援を行っている。子どもの活動場所については少年指導担当が、母親のニーズや養育・保育については母子支援員が中心となって取り組んでいる。子どもの発達に応じて、発達支援事業所への送迎や学童保育での預かりや病児保育といった支援も行っている。施設内の養育・保育の内容は、毎回きちんと記録として残し、今後の支援に役立てている。</p>		
A⑮	A—2—(4)—② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt;今年度から、学習ボランティアの協力を得て、子どもたちが意欲的に学習の機会を持てるようにしている。ボランティアが休みの日には、施設職員が学習支援に入るなど、学習が定着しやすい環境づくりに努めている。</p>		
A⑯	A—2—(4)—③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt;子どもと職員が一緒になって遊ぶ時間を日常的に作り、関係作りの構築に日々努力している。子どもたちはどの職員にも気軽に話しかけたり相談したりする関係が構築できている。子ども同士の付き合いで気になる様子があれば、見逃さず適切なコミュニケーションの仕方をその都度伝えている。</p>		
A⑰	A—2—(4)—④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt;子どもの発達段階に合わせて、パーソナルスペースやプライベートゾーンの話から始め、スモールステップで子どもを対象とした性に関する学習会を年2回、夏休み等を利用し行っている。気になる様子を見せる子どもがいれば、個別に時間を作って正しい知識を伝えるようにしている。</p>		
A—2—(5) DV被害からの回避・回復		
A⑱	A—2—(5)—① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	㉓・b・c

<p>&lt;コメント&gt;一時保護の連絡が入れば、24時間受入が可能であり、食事支援についても状況に応じ、対応できる体制が出来ている。居室は完全個室であり、安全が守られている。緊急時のマニュアルも整備されており、生活用品等の準備も予め行っている。</p>		
A⑱	A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt;必要に応じて、同行支援したり、司法上の手続きが円滑に行われるよう支援を行っている。また、万が一居場所が分かってしまった場合には、速やかに措置元に連絡し、施設移動等の対応も行っている。</p>		
A⑳	A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt;今年度から常勤の心理療法担当職員を配置したことで、セラピーや医療機関との連携等、より適切な支援を行うことができる体制となっている。心理療法担当職員との情報交換を密に行い、それをフィードバックさせた支援を職員が日常的に行っている。DVを受けてきた利用者の相談に対し、傾聴と寄り添いを繰り返しながら自己肯定感の回復をするための支援を行うことが出来ている。</p>		
A-2-(6) 子どもの虐待状況への対応		
A㉑	A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt;子どもとの時間を十分に持ち、遊びの時間や悩み事を傾聴する時間を作っている。どんな小さなことでも、子どもが達成できたことや努力する姿に対し、自己肯定感を高める言葉かけを行っている。被虐待児と職員とは、個別の時間をできる限り設けている。直接の関わりだけでなく、支援者の専門性を高めるための研修会にも積極的に参加している。また、学んだことは職員会で他の職員とも情報共有されている。</p>		
A-2-(7) 家族関係への支援		
A㉒	A-2-(7)-① 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt;職員は、できる限り母親や子どもの相談を聴く時間を設けるようにしている。気持ちを受け止めながら、本人ができそうな解決方法の提案を行っている。入所している家族間の衝突や、親族間でお互いの思いにずれがある場合には、間に職員が入っている。関係調整や時には代弁を行うこともしている。</p>		
A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、母親と子どもへの支援		
A㉓	A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	㉓・b・c
<p>&lt;コメント&gt;ケースの状況により母親の承諾の下、放課後等デイサービスの事業所と職員とで情報共有を図っている。発達障害のある児童では通院の支援や、母親の同意を得た上で受診時の同席を行っている。「障がい者支援施設飛騨うりす苑」の医師とも、密に情報共有を行っている。また、年1回以上は、特別支援学校や特別支援学級と情報共有を目的とした懇談会も行っている。</p>		

A—2—(9) 就労支援		
A⑳	A—2—(9)—① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;就労支援では、ほとんどのケースがハローワークを通して母親の就労先が決まっている。同行はその都度行っており、履歴書の書き方の支援や、ハローワークに母親の思いを伝えるため、職員が間に入ることもある。障害のある母親については、「ひだ障がい者総合支援センターぷりずむ」を通すことで、本人の能力や思いに合った就労に繋げられるよう支援している。</p>		
A㉑	A—2—(9)—② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;職場での人間関係や通勤手段等、利用者は就労する中でそれぞれに悩みを抱えている。その都度個々に相談に乗り、傾聴や解決方法を職員も一緒に考える等、利用者のエンパワメントの促進を促しながら、就労継続のための支援を行っている。</p>		